

東日本大震災からの復旧・復興に関する重点提言

東日本大震災からのすみやかな復旧・復興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 復旧・復興事業の実態に即した財政支援等について

(1) 震災からの復興を成し遂げるために必要な事業について、復興の進捗に応じ、復興交付金や震災復興特別交付税などの財源を確実に措置するとともに、復興交付金を地方創生のモデルとなる取組にも活用できるよう、被災地の自立につながる取組や避難解除等区域等と連携して取り組む事業など、被災地が必要と考える取組に柔軟に対応すること。

また、地方税減収分の震災復興特別交付税による補てんについて、継続すること。

(2) 震災発生から時間が経過するにつれて、各支援自治体では職員等派遣が困難となる状況が見受けられることから、被災市町村への職員等派遣について必要な措置を講じること。

また、被災地で勤務する職員及び元派遣職員を含めた派遣職員に対するメンタルヘルス対策は極めて重要であることから、平成 28 年度から実施されている「東日本大震災に関連するメンタルヘルス対策 5 か年事業」については、被災自治体の要望も踏まえつつ、確実に継続すること。

(3) 避難先における十分な支援を継続するため、避難者受入市町村の負担が生じないように、十分な財政措置を講じること。

(4) 災害援護資金貸付制度において、各自治体が当該貸付金に係る債権を免除または放棄することが適当であると判断する場合には、国においても自治体への債権を免除する規定を整備するとともに、償還免除要件として示されている無資力要件に生活保護受給者等も含めること。

また、債権回収に向けた自治体個々の取組みに対し支援を行うとともに、早期に国において債権回収機構等を設置し、専門的かつ専属的に債権回収を実施すること。

(5) 市街地液状化対策事業については、事業を実施したことにより発生する家屋等への影響に対する損失補償費用等も補助対象とすること。

2. 被災者の生活再建支援等について

- (1) プレハブ仮設住宅建設用地等の貸借期間の終了に伴う返還や災害公営住宅整備の進展等に伴うプレハブ仮設住宅団地の集約など、仮設住宅入居者の責めに帰さない事由により仮設住宅間の転居が生じる場合、必要かつ十分な財政措置を講じること。
- (2) 他自治体からの避難者のみが残るプレハブ仮設住宅等に入居する被災者に対しては、借上げ民間賃貸住宅への転居を認めるよう運用を見直すこと。
- (3) 災害公営住宅への入居が困難な低所得世帯に対し、財政支援を含め住宅確保支援のための対策を講じること。
- (4) 東日本大震災特別家賃低減化事業については、建物管理開始から10年間とされているが、低所得者の生活の維持のため、更なる支援延長を講じること。
また、6年目以降は家賃補助が減少し入居者の負担割合が増えることから、6年目以降も負担割合を据え置くこと。
- (5) 震災以降の心のケアが必要な児童生徒に対し、よりきめ細かな教育を実現し、豊かな教育環境を整備するため、弾力的な学級編制ができるよう復興加配教員等の継続した配置を図るとともに、養護教諭やスクールソーシャルワーカーも含めた加配の充実を図ること。
- (6) 被災児童生徒就学支援等事業交付金により実施されている通学補助制度について、被災者の生活再建が完了するまで継続すること。
- (7) 生活再建に向けた各種支援施策を、被災自治体や被災者を支援する団体等が継続的、安定的に実施できるよう、「被災者支援総合交付金」等について、必要かつ十分な財政支援を長期的に行うこと。
- (8) 介護保険制度について、被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、一層の財政措置を講じること。
- (9) 被災者の生活再建を支援する介護保険の利用者負担等の減免措置について、国の責任において全額財政措置を講じること。
- (10) 国民健康保険制度等について、被災地の保険者が震災の影響による保険財政の逼迫を招くことなく、円滑かつ健全な制度運営ができるよう、必要かつ十分な財政措置を講じること。
- (11) 被災者の生活再建を支援する国民健康保険制度の一部負担金等免除措置

について、国の責任において全額財政支援措置を講じること。

(12) 今後も東日本大震災等の影響による医療費の増加が想定されることから、特定被災地域の保険者における医療給付費の負担増に対する財政支援を継続すること。

(13) 被災した医療機関の早期再建や医師・看護師確保対策等、抜本的な医療環境の改善策及び財政支援措置を講じること。

(14) 被災者生活再建支援金について、被災地の実態にかんがみ、上限額や適用範囲の拡大等、総合的な制度の見直しを図ること。

また、各種復興事業の進捗を勘案し、加算支援金の申請期間の延長を図ること。

3. 地域産業の復興・再生について

(1) 防災集団移転促進事業で取得した移転跡地の利活用を推進するため、適切な財政措置を講じること。

(2) 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金について、申請期間及び事業実施期間を延長するなど柔軟な制度運営を行うこと。

(3) 事業復興型雇用創出事業について、財政措置を拡充するとともに、実施期間の延長を図ること。

(4) グループ補助金（中小企業組合等共同施設等災害復旧補助金）については、仮復旧や段階的な復旧事業についても補助対象とするなど、柔軟に活用できる制度とすること。

(5) 被災地の水産加工業の販路回復に係る支援を強化すること。

(6) 被災地において、製造業や加工業をはじめ、医療・介護等の多分野にわたる労働力の確保が急務となっていることを踏まえ、就職促進や教育訓練等に係る財政支援措置を講じるとともに、高齢者及び女性の雇用機会の拡充を図ること。

(7) 地域で働く意識醸成やU J I ターン促進に向けた取組、新規就業者に係る研修等に対する制度の構築・拡充など、地元定着を図るための支援策を講じること。

(8) 被災地における産業人材の確保に一定の効果があることから、外国人技能実習生の実習期間の延長や受入れ人数枠の拡大等、制度の拡充を図ること。

(9) 地域農業の再生や経営再開に向けた取組をより一層支援すること。

4. 公共施設等の復旧支援について

(1) 被災地における下水道施設整備に係る改修・更新及び溢水対策等に対し、十分な財政措置を講じること。

(2) 被災地域の産業復興、安全・安心なまちづくりを推進するため、復興道路・復興支援道路等の道路網について、事業完了までの財源を確保したうえで、早期に整備すること。

(3) 鉄道の早期復旧が図られるよう鉄道事業者に対する支援措置を講じるとともに、鉄道復旧事業について財政措置を講じること。

(4) 地域公共交通確保維持改善事業における被災地特例については、引き続き、継続するとともに、対象要件を拡充すること。

また、鉄道復旧までの代替交通を確保するため、必要な支援策を講じること。

(5) 湾口防波堤及び防潮堤等の海岸保全施設等については、必要な財政措置を講じたうえで早期復旧・復興を実現すること。

(6) 大型船に対応した大水深の耐震強化岸壁を早期に整備するとともに、港湾機能の強化及び港湾背後への産業集積を推進すること。

(7) 公立学校施設等の耐震化事業について、 I_s 値 0.3 以上 0.7 未満の施設も地震による倒壊の危険性があることから、 I_s 値 0.3 未満の施設と同等となるよう I_s 値要件の撤廃と補助単価の見直しを行うこと。

さらに、大規模改造事業における老朽化対策に係る補助率の引上げと補助対象の拡大等制度の拡充を図ること。

(8) 消防防災施設・設備等の復旧に関し、消防防災施設・設備災害復旧費補助金及び地方交付税措置等、長期的な財政措置を講じること。

5. 再生可能エネルギーの導入推進について

復興計画の中で重点施策におかれている再生エネルギーの導入推進のため、送電網の増強策を推進すること。

また、エネルギーの地産地消に取り組む地方公共団体を支援するために必要な支援策を講じること。

東京電力福島第一原子力発電所事故への対応と 原子力安全・防災対策に関する重点提言

東京電力福島第一原子力発電所事故の早期収束を図るとともに、原子力災害から国民の命を守る第一義的責任は国にあることを十分に踏まえ、原子力安全・防災対策の充実に向け、国はその責任と財政負担により、次の事項について万全の措置を講じられたい。

1. 東京電力福島第一原子力発電所事故への対応

(1) 原発事故に関する対応への財政措置等

- ① 原発事故の早期収束を成し遂げるため、除染・放射線モニタリングなど原発事故由来の事業については、引き続き、全額国費負担により強力に推進すること。
- ② 原子力災害対応雇用支援事業については、対象事業の拡充により都市自治体が活用しやすい仕組みにすること。
- ③ 福島再生加速化交付金の対象事業及び対象地域を拡充すること。
- ④ 原発事故に伴う固定資産税及び都市計画税等の税収の減収分については、必要な財政措置を講じること。
- ⑤ 津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金の補助対象範囲を拡充すること。

(2) 放射性物質の除染対策

- ① 放射性物質汚染廃棄物の管理・中間処理・最終処分などの処理のプロセス及び中間貯蔵施設・最終処分場の設置等について、国が主体的に責任を持って住民に説明し、その推進を図ること。
また、基準を超える廃棄物の処理及び必要な施設の設置について、国が迅速に責任を持って対応するとともに、基準値以下の汚染廃棄物についても、指定廃棄物と一体的な処理を行うこと。
- ② 除去土壌等の輸送に当たっては、関係機関と連携し、地域の実情に応じた道路改良や補修など必要な道路・交通対策を実施すること。
- ③ 農林業系汚染廃棄物については、処理加速化事業を継続するとともに、技術的支援等により、その処理が完了するまで支援すること。

また、これらの減容化施設については、国・県が連携し、安全対策及

び住民の不安解消に向けた取組等を確実に実施すること。

- ④ 都市自治体が現場の状況に応じた除染を円滑に実施できるよう柔軟な運用を認めるとともに、事務の簡素化・効率化等により都市自治体の負担を軽減すること。

また、除染経費については、実態に即した標準単価を設定するとともに、国が全額を負担すること。

- ⑤ フォローアップ除染については、柔軟な実施を可能とするとともに、その経費に係る財政措置を講じること。
- ⑥ 河川・湖沼・森林等における除染については、実効性の高い除染技術を確立するとともに、必要な財政措置等を講じること。
- ⑦ 果樹の放射性物質対策である改植事業については、表土除染と一体的に行うこと。
- ⑧ 大規模事業所（ゴルフ場等）に係る除染については、具体的な手法を確立するとともに、国の責任において除染を実施すること。

（3）廃炉・汚染水対策

福島第一原子力発電所の汚染水対策については、国が主体的に取り組み、実効性のある地下水対策、汚染水流出阻止及び風評被害防止に関する措置を可及的速やかに実施すること。

また、廃炉対策については、事業者に作業を任せることなく国が前面に立ち、国内外からの英知を結集し、安全かつ確実に行うこと。

（4）原発事故に伴う損害賠償の適正な実施及び迅速化

- ① 原発事故に伴う損害賠償請求及び都市自治体が放射性物質影響対策等に要した費用の賠償請求については、国及び事業者の責任により、完全賠償すること。
- ② 原子力損害賠償紛争解決センターが行っている和解仲介等のこれまでの事例を基に、原子力損害賠償紛争審査会の中間指針の賠償基準を明確にすること。
- ③ 商工業等に係る営業損害賠償については、被害者が今なお原発事故により受けた困難に直面していることを踏まえ、原子力損害賠償審査会が示した「中間指針第二次追補」に明示されているとおり、事業者等が従来と同様の営業活動を営むことが可能となる日まで適切かつ迅速な賠償を継続するよう東京電力を強く指導すること。

- ④ 住民や企業等が自ら行った放射性物質検査費用及び除染費用については、完全賠償するよう東京電力を強く指導すること。
- ⑤ 住民が放射能による不安や精神的苦痛を抱えたまま生活を余儀なくされている現状を受け止め、平成24年9月以降の精神的損害については、迅速かつ誠実に賠償するよう東京電力を強く指導すること。
- ⑥ 被災者に対する総合的かつ継続的な相談体制の確保を図るため、国及び事業者が主体となり、各種窓口を一元化するとともに、総合的な判断ができる総括責任者を常駐させること。
- ⑦ 旧屋内退避区域と旧緊急時避難準備区域における避難指示区域解除後の賠償期間の公平な取扱いを行うとともに、旧屋内退避区域に係る財物賠償について速やかに対応すること。

(5) 食品等の安全確保対策への支援

- ① 米の全量全袋検査に要する経費については、引き続き、震災復興特別交付税により措置するなど十分な財政措置を講じること。
- ② モニタリング体制の維持・充実に図りながら、農林水産物等に係る放射性物質検査体制の充実や積極的なPRなど地域と連携した取組を推進するとともに、高性能非破壊検査機の導入など放射性物質検査に要するすべての経費に対して財政措置を講じること。

また、住民の食品に対する不安を払拭するため、国の責任において、住民にきめ細かな説明をすること。

- ③ 山菜・野生きのこ類の出荷が可能となるよう、具体の取組について指導支援すること。さらに、科学的知見をもって、放射性セシウムの移行メカニズムを明らかにし、出荷の見通しを立てられるようにすること。
- ④ カリ肥料等放射性物質吸収抑制資材の散布については、翌年度の対策経費及び個別農家の経費を東日本大震災農業生産対策交付金事業の対象とすること。

(6) 医師確保対策等

- ① 不足する医師・看護師等の医療スタッフ及び障がい者支援施設・介護保険施設スタッフを配置するとともに、人手不足が深刻化している医療従事者の確保については、国の施策により早急に対策を講じること。
- ② 医療機関の甲状腺検査に関する人材育成、機器整備等に対し、支援すること。

(7) 住民の健康確保

- ① 原発事故により影響を受けている避難者を含めたすべての被災者の健康の確保、特に子どもたち、高齢者等の心と体のケアや学校現場での対応について人的及び財政支援を講じること。
- ② 内部被ばく・外部被ばく検査に係る経費及び長期的な健康管理に要するすべての費用について財政措置を講じること。
また、これら対策の実現に当たっては、関係自治体への説明及び意見交換を早急に行うこと。
- ③ 「子ども被災者支援法」の基本方針において定められた支援施策の推進については、避難先における就労支援など、避難者の意見を十分に踏まえ実施すること。
また、同方針における支援対象地域及び準支援対象地域については、同法に定める一定基準以上の放射線量が計測された地域の基準を、合理的に説明できるものにする事。
- ④ 被災地における子育て環境を整備するとともに、子どもたちの発達段階ごとに生じる疾患に対する医療と研究を推進し、長期的な健康管理体制を確保するため、病院施設・研究所・健康増進センター等の機能を複合化した総合小児医療センターを整備すること。
- ⑤ 甲状腺検査を含む放射線による健康影響調査について、調査結果の客観的妥当性を確保するため、大規模かつ精度の高い手法により被ばくと健康影響の因果関係を検証すること。
- ⑥ 全国民に対し、放射能及びその健康に及ぼす影響に関する正しい知識を啓発すること。
- ⑦ 原発事故に起因する病気の早期発見のため、特定健康診査及びがん検診などの健康管理を拡充し、年齢にかかわらずすべての住民に速やかに健康診断を実施できるよう実施体制を整備すること。また、その実施に当たっては、市町村や各保険者を支援するとともに、財政負担を軽減すること。
- ⑧ 原子力災害時において、迅速な対応が図られるよう安定ヨウ素剤の配備並びに服用時期や服用量などの服用方法の具体的な基準を示し、的確な配布体制を確立すること。

(8) 自主避難者等に対する生活再建支援

仮設住宅に入居している高齢者に対する介護施設整備等、介護サービスの提供について十分な対策を講じること。

(9) 原発周辺地域の治安維持活動

原発周辺地域においては、居住環境が大きく変化し、治安悪化に対する地域住民の懸念や不安が高まっているため、警察官の増員による治安維持活動を強化するとともに、都市自治体の治安維持向上に係る取組について財政措置を講じること。

(10) 風評被害対策及び産業の流出防止対策の充実

① 農林水産物など各分野の風評被害の解消については、地方消費者行政活性化交付金による長期的な支援など、今後も十分な財政措置を講じること。

② 海外諸国における日本産農林水産物の輸入規制措置については、科学的根拠のない規制措置を即時撤回するよう国の責任において働きかけること。

③ 風評被害払拭のため、広報等に対する支援、国内外からの観光誘客や大規模な国際会議等の開催・誘致など幅広い施策を講じること。

④ 被災地においては、風評被害も含めあらゆる分野において厳しい状況が続いていることから、地域経済の活性化と安定した雇用を創出するため、企業誘致に繋がる施策に対し、支援体制の充実強化や必要な財政措置を講じること。

さらに、被災地域の経済を支える既存企業に対しても、同様の措置を講じること。

⑤ 観光誘客を推進するため、観光地の整備をはじめ各種施策等に要する経費について、財政措置を講じること。

⑥ ほだ場等の除染によって発生する落葉層の処理を迅速に行い、しいたけ生産の再生と経営再建のための支援制度を創設すること。

⑦ 被災地における鳥獣被害については、野生鳥獣肉の出荷制限に起因する狩猟者の減少や捕獲鳥獣の処理に係る狩猟者の負担及び焼却施設の不足等により、その被害が深刻化していることから、狩猟者の確保と処分効率化について、必要な対策を早期に講じること。

また、電気柵の設置等の被害防除や緩衝地帯の環境整備など被災地における鳥獣被害防止対策を充実するため、必要な財源を確保するとともに

に、広域的な視点から国・県が連携して支援すること。

- ⑧ 国内外の産学連携と関連産業等の集積を促進するため、今後も地域の意見等を十分に踏まえ、国の主導のもと施策を実施するとともに、中長期的な財源を確保すること。
- ⑨ ふくしま産業復興投資促進特区などの復興特区制度については、企業活動の活性化や雇用促進を図るため、税制上の特例措置を拡充すること。

2. 原子力安全・防災対策の充実

原子力災害から国民の命を守る第一義的責任は国にあることを十分に踏まえ、原子力安全・防災対策の充実に向け、国はその責任と財政負担により、次の事項について万全の措置を講じること。

(1) 原発事故の徹底した検証に基づく原子力発電所の安全性の確保等

- ① 福島第一原子力発電所事故の徹底した検証に基づき、いかなる場合においても原子力発電所の安全が確保できるよう万全の対策を講じるとともに、新規制基準に基づく適合評価について、厳格なる審査のもと、結果を分かりやすく説明すること。

また、新規制基準については、不断の改善に必要な科学的知見の整備・蓄積を行い、更なる高度化を図ること。

- ② 高レベル放射性廃棄物の処分については、課題解決に向けて、国が前面に立って取り組むこと。
- ③ 原子力発電所の廃止措置については、立地及び周辺自治体の意見を聴取のうえ、安全を第一義として厳正に対処するとともに、長期にわたる廃止措置が徹底した安全管理のもとで行われるよう事業者に対する指導・監督を行うこと。
- ④ 原子力発電所の稼働に係る判断に当たっては、新規制基準を厳格に適用することはもとより、周辺地域の意見を十分に尊重すること。

(2) 原子力防災体制の充実強化

- ① 原子力関係施設に係る地震・津波対策など新規制基準を厳格に適用することはもとより、原子力防災対策については、UPZ圏にとらわれることなく、関係自治体等の意見を積極的に取り入れ、原子力災害対策指針等の不断の見直しに努めるなど、その充実を図ること。

また、原子力発電所に関する十分な説明・情報提供により、周辺住民

や自治体の不安解消に努めること。

- ② 地域防災計画及び避難計画の実効性を高めるため、国は、原子力災害対策指針における未解決の課題に係る方針を示すとともに、住民等の広域避難など広域的な対策が必要な課題について、国・県等が連携して支援すること。

また、都市自治体における原子力防災対策の拡充強化に伴う財源を確実に措置し、速やかな事業実施に配慮すること。

- ③ 大気、海水、農地及び農水産物等に対するモニタリングを継続的に実施し、その安全性について、的確な情報を迅速に発信するとともに、モニタリングポスト等の必要な資機材に係る経費について、十分な財政措置を講じること。
- ④ 原子力発電施設等緊急時安全対策交付金については、都市自治体の実態に充分配慮した仕組みにすること。
- ⑤ 原子力施設の安全確保及び防災対策に関する「安全協定」の位置付けを明確にすること。
- ⑥ 国は、原子力安全規制に携わる人材の増強及び育成を行い、現場における規制体制を強化すること。
- ⑦ 地域防災力の向上のため、都市自治体における原子力防災担当職員等の対応能力の向上、原子力防災教育の充実及び避難訓練の実施等の取組を支援すること。

3. 福島新エネ社会構想の実現に向け、国をはじめ関係地方公共団体等が一体となって具体的な取組を強力に推進すること。

4. 家庭ごみ等から放射性物質が発見される事例があることから、放射性物質及びこれによって汚染された物について、生産者の回収責任を明確にするなど取扱体制を強化すること。

地震・津波等災害防災対策の充実強化に関する重点提言

地震・津波等災害防災対策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地震・津波・火山噴火対策の充実強化について

- (1) 地域における地震・津波等災害防災対策を着実に推進するため、地震・津波被害を最小限とする「減災」の視点を取り入れた社会資本整備を国直轄で推進すること。
- (2) 発生が予測されている地震・津波の被害想定調査を早急に実施し、被害想定を各都市自治体に示すこと。
また、地域防災計画の見直し、防災拠点施設、ハザードマップの整備等、都市自治体における防災・減災対策に対して十分な財政措置を講じること。
- (3) 津波避難タワーや道路法面を利用した津波一時避難場所の確保、避難路の整備、津波避難訓練等、津波対策に対して財政措置を拡充すること。
- (4) 「南海トラフ地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」による津波避難対策特別強化地域における防災対策を推進するため、南海トラフ地震津波避難対策特別強化地域の指定による国の補助の嵩上げ対象について、対象範囲及び財政措置を拡充すること。また、防災集団移転促進事業や津波防災拠点整備事業の採択要件を緩和すること。
- (5) 防災避難広場等の用地取得について、土地収用法による事業認定を受けずに譲渡所得の特別控除等の特例が適用される「特掲事業」とするよう租税特別措置法の適用を拡大すること。
- (6) 液状化の事前対策を推進するため、公共施設や街区等の大規模敷地だけでなく、民間建築物へ液状化対策の対象範囲を拡大すること。
また、液状化被害による地籍の混乱に対し、筆界の確定を円滑に行えるよう必要な措置を講じること。
- (7) 大規模地震発生時における火災の発生を抑制するため、感震ブレーカーの設置促進など、必要な措置を講じること。
- (8) 火山防災対策について、広域的な被害が想定される場合の具体的な避難先の明示や避難路等の整備拡充、幹線道路閉塞時における避難・救助活動等の制約の早期解消に向けた体制強化のための支援措置を講じること。

また、火山活動の常時監視・観測体制の強化及び情報の共有化を図るため、観測施設の整備及び火山専門家の育成を図ること。

2. 土砂災害対策の推進について

(1) 土砂災害防止法に基づく土砂災害警戒区域等の指定の早期完了及び都市自治体を実施する避難所等の防災体制の整備に必要な支援を講じること。

また、土砂災害警戒区域等の住宅改修・移転等に対する支援制度を充実するとともに、移転に伴う開発行為の要件を緩和すること。

(2) 急傾斜地崩壊対策事業等の着実な整備促進を図るため、早期に防災対策を実施するとともに、事業採択要件の緩和など財政措置を充実すること。

3. 河川等における治水事業の推進について

(1) 都市自治体が管理する河川の改修、河川管理施設の整備及び内水等による浸水被害対策について、支援制度の拡充など必要な財政措置を講じること。

(2) 大規模水害及び局地的な大雨等による河川等の氾濫・洪水から住民生活を守るため、危機管理体制を充実強化すること。

また、河川等の抜本的な治水安全度の向上に寄与する河川管理施設の整備や未整備区間の整備を促進すること。

さらに、河川管理施設の老朽化及び耐震化に伴う改修・更新等を推進するとともに、流下能力の向上等に必要な河川改修や内水対策など予防的な治水対策を講じること。

(3) 特別警報の発表については、住民が適切な避難行動を行えるよう、県単位ではなく市町村単位で行うことや、発表時期について検討を加えること。

(4) 大規模水害時において、地域住民等の安全な避難体制が構築できるよう、都市自治体を超えた広域避難を迅速かつ統一的に行うための体制を早期に整備すること。

4. 防災・減災対策の充実強化について

(1) 防災行政無線について、デジタル化に係る整備費及び維持管理費の財政措置を拡充すること。

(2) 平成28年度で終了となる緊急防災・減災事業債について、継続的に災害

対策事業を実施できるよう期限を延長するとともに、対象事業及び財政措置を拡充すること。

- (3) 自主防災組織の活性化を図るための支援措置を講じること。
- (4) 帰宅困難者対策について、事業者に対する支援措置及び都市自治体に対する財政措置の拡充を図るとともに、国が主体となって一時滞在施設及び災害時帰宅支援ステーションの整備並びに代替輸送手段の確保を行うこと。
また、一時滞在施設における事故等について、国が補償する姿勢を明確化すること。
- (5) 大規模災害発生時には、行政機能の低下を最小限に抑え、地域防災計画に基づく応急対策や復旧・復興対策を実行するとともに行政サービスを早期に再開する必要があることから、業務継続体制の強化に係る支援措置を講じること。
- (6) 防災拠点や避難所の耐震化を一層推進するため、庁舎、公民館等の公共施設及び地域コミュニティ施設の建替え、耐震診断、耐震改修、大規模改修に対し、財政措置を拡充すること。

5. 発災時の支援対策の充実強化について

- (1) 大規模災害発生時における広域的かつ機動的な危機管理体制を確保するため、国は地方との連携強化に努めること。
- (2) 被災者の生活環境の向上のため、指定緊急避難場所及び指定避難所の整備、備蓄物資の確保、バリアフリー化等、機能強化に係る財政措置を拡充すること。
- (3) 災害復旧・復興を着実に進めるため、公共土木施設災害復旧事業等の財政措置を拡充すること。
また、災害査定事務の迅速化のため、事務手続きの簡素化等を図ること。
- (4) 被災自治体への支援活動を積極的に行えるよう都市自治体の主体的な被災地支援を災害救助法で明確に位置づけるとともに、支援活動に対し財政措置を講じること。
- (5) 市町村単位で適用される災害救助法及び被災者生活再建支援法については、局地的な自然災害を含む同一災害により被災したすべての世帯が同様の支援を受けられるよう基準を緩和すること。

また、被災者生活再建支援法の適用については、「半壊・一部損壊」及び

「床上浸水」等の世帯にも対象を拡大すること。

(6) 災害援護資金貸付金制度については、償還免除事由の更なる拡大・償還期限の延長など、制度の見直しを行うこと。

また、償還不能となった償還金について、国も応分の負担を行うこと。

(7) 罹災証明書の遅滞ない交付や被災者支援を総合的かつ効率的に実施するため、被災者支援システムの導入等に係る財政措置を講じること。

(8) 大規模地震に伴い必要となる市町村管理の公共基準点の改定に対し、財政措置を講じること。

6. 消防・救急体制の充実強化について

(1) 消防救急デジタル無線の維持管理、消防の広域化、消防庁舎の建替え、消防車両及び救助活動用資機材の整備等、消防力強化に係る財政措置を拡充すること。

(2) 常備消防及び救急業務等を含む消防に対する交付税措置については、面積、高齢化の状況、辺地・離島・山村等地域の抱える状況等を考慮し、実情をより反映した措置とすること。

(3) 消防団活動への支援として、適切な報酬及び費用弁償の支給、消防団員の安全確保のための装備の充実、消防団が所有する消防ポンプ車の整備・更新、消防団拠点施設の充実等、機動力強化に関わる財政措置を講じること。

(4) 消防法施行規則で定める火災信号のうち「近火信号」及び「出場信号」のサイレン音の吹鳴パターンと、予報警報標識規則で定める津波警報標識の「大津波警報」及び「津波警報」の吹鳴パターンが同一であることから、消防団員等が迅速な避難行動支援に着手できるよう、吹鳴パターンの重複解消に向けた見直しを行うこと。

(5) 病院前救護体制の強化のため、救急救命士の増員に対する支援措置を講じること。

地方創生の推進に関する重点提言

地方創生の推進を確実なものとするため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方版総合戦略の確実な推進

- (1) 地方創生の推進に当たり、国は、医療・教育に係る少子化対策の抜本強化や介護サービス基盤の確保をはじめ、地域交通網、交通基盤、情報通信基盤等の社会基盤整備の推進による地方と都市部における格差の解消など、国が本来行うべき施策について、その果たすべき責務を法令等で明確にした上で、実効性のある取組を早急に実施すること。
- (2) 地方版総合戦略の実現や地方創生の推進に資する政策の立案などを円滑に進めるため、産業、経済、人口、社会インフラ等の分析に必要な情報提供の更なる充実を図ること。
また、専門的な分析ができるよう、都市自治体向けの職員研修の充実など、支援策を講じること。
- (3) 地方創生の取組は、一地域の努力で解決できるものではなく、広域的かつ長期的な人口減少対策が必要であることから、国・都道府県・市町村等の相互連携の強化に係る支援の充実を図ること。
- (4) 施策の効果検証に当たっては、基準を全国一律とすることなく、地域の実情を十分に考慮すること。
- (5) 地方版総合戦略に基づく施策の実施等に当たっては、被災自治体や小規模自治体などの実情を十分に考慮し、地方創生人材支援制度や地方創生コンシェルジュ制度の拡充など、地方自治体に対する切れ目ない支援を図ること。
- (6) 地方創生について、国民の関心を高める広報・啓発活動等を充実させること。特に、地方移住、企業の地方移転の効果等について、積極的な周知活動を展開すること。

2. 少子化対策

- (1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づきサービスの質・量の改善に向けた総合的な子育て支援施策を展開

することが可能となるよう、税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超の財源を確実に確保すること。

- (2) 少子化の大きな要因である未婚化・晩婚化・晩産化に対応するため、結婚・妊娠・出産・子育ての「切れ目ない支援」に取り組む都市自治体に対し、財政支援の充実を図ること。
- (3) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図るなど、必要な措置を講じること。

なお、「ニッポン一億総活躍プラン」にも盛り込まれている、待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策については、確実に実施できるよう、十分な財政措置を講じること。

- (4) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、子どものための教育・保育給付費負担金等について地域の実情に即した十分な財政措置を講じるとともに、児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。

また、病児保育等、地域の実情に応じた子育て支援施策を安定的に実施できるよう財政措置の拡充を図ること。

- (5) 児童扶養手当について、所得制限限度額を緩和し、一部支給停止措置を見直すとともに、十分な財政措置を講じること。

さらに、児童扶養手当と公的年金の併給調整について、手続きの簡素化を図ること。

- (6) 我が国の人口減少社会に対応するため、現在、ほとんどの自治体が実施している子どもの医療費助成制度等地方単独事業は、本来国が全国一律に行うべきものであることから、国の責任において制度化すること。

また、国民健康保険制度において、同事業を実施している市町村に対し、ペナルティーとして療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を講じることが、地方にのみ責任を負わせる極めて不合理な措置であることから、同措置を直ちに廃止すること。

- (7) 子育て世帯の負担軽減を図るため、国民健康保険制度における子どもに係る均等割保険料（税）を軽減する支援制度を創設すること。

- (8) 妊婦健康診査の公費負担について、妊婦の健康管理の充実や経済的負担の軽減を図るため、十分な財政措置等を講じること。

(9) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、安心で質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保すべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

(10) 離職防止や復職支援等、女性医師等の医療従事者が継続して勤務できる環境を整備するなどの支援策を拡充すること。

(11) 小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

(12) 女性特有のがんをはじめとするがん検診推進事業を継続するとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じることにより、安定的な実施体制を構築すること。

(13) 不妊治療に係る経済的負担を軽減するため、特定不妊治療費助成事業における対象治療法の範囲等を拡大するとともに、一般不妊治療に対する助成についても検討し、必要な支援措置を講じること。

また、不育症について、治療費等に対する必要な支援措置を講じること。

(14) 婚姻歴のない非婚の母子家庭の母及び非婚の父子家庭の父に対しても寡婦（夫）控除を適用すること。

(15) ひとり親家庭に対する医療費助成制度を創設すること。

(16) ひとり親家庭に対する就業支援として、母子家庭の母等を雇用する事業主に対する支援の充実を図ること。

3. 東京圏一極集中の是正

(1) 大規模災害の発生等の有事における国家機能の維持・強化を図る観点等から、多極分散型国土の形成を促進すること。

(2) 政府関係機関の地方移転については、国が主体的に取り組み、早期に実施するとともに、都市自治体からの提案に対応するための相談窓口を設置すること。

(3) 地方へのひとの流れを創り出すため、都市自治体が行う移住・定住支援施策に対し、十分な財政措置を講じるとともに、地方移住希望者の支援に

必要な移住関連情報の充実、地方移住を目的とした住宅の売却に係る税制特例措置の拡充、地域おこし協力隊への財政支援の改善などにより、U J I ターンを促進すること。

(4) 企業の地方移転や地方拠点の拡大を一層促進し地域経済の活性化を図るため、税制特例措置などの支援策の拡充や適用期間の延長を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

(5) 地方の特色を生かした魅力のある大学の創出など、地方高等教育機関の活性化を図ること。

また、地域の人材育成等に対し、その機能を十分発揮できるよう、地元就職の場合に返還義務を免除する奨学金制度を拡充するなど、多様な支援策を講じること。

さらに、高等教育機関の地方移転や新設に伴う施設整備費等に対する財政支援制度を創設すること。

(6) 地方創生を推進するため、私立大学等経常費補助金の交付基準については、全国一律の適用ではなく、地域要件を設けるなど、地方大学における入学定員充足率に係る基準を緩和すること。

(7) 生活関連社会資本等の整備を図るため、辺地及び過疎対策事業債については、市町村が幅広く利用できる制度とするとともに、所要額を確保すること。

(8) 離島・半島における地域振興及び定住の促進を推進するため、積極的な支援策を講じるとともに、財政措置を拡充すること。

(9) 全国各地に観光立国による効果をもたらすため、クルーズ船の受入環境改善に資するハード・ソフト両面からの取組を推進すること。

(10) 豊かな自然環境の保全と再生を図るため、国民一人ひとりが活動を推進するための新たな仕組みを構築すること。

4. 地域経済活性化

(1) 地域経済を支える中小企業・小規模事業者等の経営基盤強化に向けた支援策を拡充するとともに、都市自治体が独自に実施する中小企業支援事業に対し、財政措置を講じること。

(2) 中小企業・小規模事業者の円滑な資金調達を支援するため、セーフティネット保証制度の保証枠を十分に確保するとともに、認定基準の緩和や小

口零細企業保証制度の対象要件の拡大など金融支援制度を充実すること。

(3) 企業の有する技術・能力や地域資源を活用した取組については、必要な支援策を講じること。

(4) 技術継承や後継者育成等の課題を抱える伝統工芸品産業等については、将来にわたり事業を維持・発展させることができるよう人材育成を含む総合的な支援策を講じること。

また、新たな地域経済の担い手を創出するため、女性や若者の起業に対し、支援策を拡充すること。

(5) 若者等を取り巻く雇用情勢が依然として厳しいことを踏まえ、地域の実情に応じた雇用創出及び求職者支援等の雇用対策を充実するとともに、都市自治体を実施する雇用・就業対策について財政支援を講じること。

(6) 経営所得安定対策については、真に農業者の経営安定に資する制度とするため、地域の特性や実情を反映し、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重するとともに、充実強化すること。

(7) 認定農業者や集落営農組織等の担い手を育成確保するための支援措置を充実すること。

また、青年就農給付金の対象要件を緩和するとともに、新規就農者の安定就農を図るための研修機会の提供をはじめとした継続的な支援制度を構築すること。

(8) 持続可能な力強い農業を育てるため、農業の6次産業化を促進するための財政措置を充実すること。

(9) 耕作放棄地の解消や棚田の維持管理など、中山間地域に対する財政措置を充実すること。

また、過疎化や高齢化が進行している「水源の里」（いわゆる限界集落）をはじめとする農山村の振興・活性化のための諸施策の推進及び財政措置を充実すること。

(10) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、被害の防止に係る抜本的な取組の強化及び処分効率化に資する対策を講じるなど、鳥獣被害防止総合対策を更に充実強化するとともに、必要な財政措置を講じること。

また、捕獲鳥獣の利活用に係る取組を更に推進するとともに、必要な財政措置を講じること。

- (11) 乳製品向原料乳等の価格安定対策及び配合飼料価格安定対策など畜産・酪農経営安定対策を推進すること。
- 特に、肉用牛肥育経営安定対策及び養豚経営安定対策事業については法制化し、安定的な制度運営を行うこと。
- また、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用の推進など更なる経営安定対策を講じること。
- (12) 生産コストの削減など収益力・生産基盤を強化するため、畜産収益力強化対策に係る財政措置を拡充すること。
- (13) 林業の担い手の確保、育成及び林業経営の安定化に係る財政措置を拡充すること。
- (14) 活力ある漁業・漁村づくりに向けて、各地の浜プラン策定を強力に推進するとともに、経営体の育成・確保を推進するための取組・支援を充実強化すること。
- (15) コンパクトシティの形成等、まちづくりや中心市街地の活性化に関する施策については、地域の実情に応じた適切な財政措置を講じるとともに、都庁自治体の行う施策に対し、積極的に支援すること。
- (16) 観光地としての国際競争力を高めるため、農水産物や自然景観など地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。
- (17) 魅力的な広域観光周遊ルート形成を促進すること。
- (18) 訪日外国人旅行者が安心・快適に旅行できるよう外国語表記の観光案内標識の設置をはじめとした受入環境整備を推進すること。
- また、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線の受入れ強化など訪日外国人旅行者の受入体制を強化すること。
- (19) 再生可能エネルギー等の導入促進や省エネルギー化の推進については、支援制度の拡充など施策を充実するとともに、必要な財政措置を講じること。

5. 安心安全な暮らし

- (1) 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、国の責任において、当該システムの中核を担う医療・介護・予防・生活支援等における人材の確保・育成について、地域の実情を踏まえた実効ある対策を講じること。

(2) 地域包括ケアシステムの構築に際し、在宅医療を担う医師・看護師の育成・確保を図るとともに、医療・福祉従事者の多職種連携の推進に必要な対策と財政措置を講じるなど、在宅医療の充実を図ること。

また、在宅療養支援診療所の整備及び地域の医療情報連携ネットワークシステムの充実のための安定的な財政措置を講じること。

(3) 高齢者福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、介護サービスが適切に提供できるよう、サービス基盤整備について、地域の実情を踏まえ、財政措置を含む必要な対策を講じること。

特に、一億総活躍社会の実現に向け、高齢者の利用ニーズに対応した介護サービス基盤の確保として実施する介護施設整備等については、国の責任において十分な財政措置を講じること。

(4) 現場において、慢性的に介護従事者が不足している状況にかんがみ、介護従事者の確保・育成・定着と処遇改善の一層の推進を図るため、財政措置の拡充と併せ、地域の実情を踏まえた実効ある対策を講じること。

(5) 各種医療費助成制度について、都市自治体の規模や財政状況等による格差を生じないように、国の責任において、国民が公平に医療給付を受けられるようにすること。

また、既に実施している各種医療助成について、十分な財政措置を講じること。

(6) 今後新たに定期接種化されるワクチン及び既存の定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。

また、国民が等しく予防接種を受けることができるよう、制度の整備を図ること。

(7) 公共施設等の老朽化対策については、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、必要な技術的支援を行うこと。

特に、公共施設等の集約化・複合化、転用及び除却については、必要な地方財政措置等を講じること。

(8) 道路・橋梁等の老朽化対策については、維持修繕に関する省令・告示の規定に基づく事業等に対し、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、技術的支援等により都市自治体の負担を軽減すること。

- 特に、点検等に係る費用については、幅広く地方財政措置を講じること。
- (9) 地域活性化に資する「道の駅」の整備・活用については、十分な財政措置を講じるとともに、関係機関との連携体制の整備など必要な支援策を講じること。
 - (10) 地域経済の活性化や交通の円滑化を図るため、地域の実情に配慮した有料道路割引制度を導入すること。
 - (11) 地域住民の安全確保等の観点から、管理放棄された空き家等の解体・除去事業に対する財政措置を充実するとともに、都市自治体が行う空き家等の有効活用に資する施策を積極的に支援すること。
 - (12) 民間賃貸住宅の空き部屋を有効活用するため、低所得者が公営住宅の代替として公営住宅の基準を満たした民間賃貸住宅に入居した場合の支援策を講じること。
 - (13) 地域住民の日常生活に必要不可欠な地域公共交通の確保、機能強化及び利用促進を図るため、支援策の対象要件を緩和するなど必要な財政措置を講じること。
 - (14) 地域のバス路線及びコミュニティバス等が安定的に維持できるよう地域公共交通確保維持改善事業の対象要件を緩和するなどの財政措置を講じるとともに、必要な支援策を講じること。
 - (15) 島しょ部の生活交通として欠かせない航路等を維持・確保するため、積極的かつ恒久的な財政措置を講じること。
 - (16) 鉄道駅等をはじめとする公共交通関係施設のバリアフリー化を推進するため、支援策を拡充すること。
 - (17) 地域鉄道の存続と安全性の向上を図るため、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等の支援制度を拡充するとともに、地域鉄道の運行費及び維持管理費に必要な財政措置を講じること。
 - (18) 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金制度については、利用者負担の軽減等を図るため、スクールバスや高齢者・子ども等を対象とした福祉事業における貸切バス等の運賃・料金制度を見直すこと。

6. 東京オリンピック・パラリンピック開催に向けた環境整備等

- (1) 気運醸成に資する全国的な取組を実施するとともに、地域の創意工夫による「おもてなし」をはじめ、地域活性化やレガシー創出につながる取組

への財政措置を含めた支援を行うこと。

また、都市自治体に対し、きめ細かな情報提供を行い、意見交換の機会を充実させるとともに、自治体・企業等による広域連携公民協働による活動の取組を制度化し、財政措置を含めた支援を行うこと。

(2) 選手や観光客等の受入体制を整えるため、交通機関や各種施設等における多言語対応及びボランティアの育成等を推進すること。

(3) 文化プログラムの実施について、全国的な展開を図るとともに、技術的・財政的な支援措置を講じること。

また、地方の文化を発信する機会となるよう、十分配慮すること。

(4) ホストタウン登録を希望する都市自治体に対し、事前キャンプ地の誘致が難しい場合でも交流事業が行えるよう、来日する選手等との交流について情報提供等の支援を行うこと。

(5) 日本文化を世界に向けて発信するための施設整備について、財政支援制度を創設すること。

(6) 選手や観光客等の受入体制を整えるため、道路・鉄道等のインフラ整備を一層推進すること。

7. 地方分権等の推進

(1) 提案募集方式については、都市自治体等からの積極的な提案を真摯に受け止め、地方の発意を活かした分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進すること。

また、改革に伴う関連法令の整備や事務・権限の移譲等に当たっては、十分な時間的余裕の確保や情報提供など適切な措置を講じるとともに、事務を円滑に実施するために必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

(2) 今後の地方分権改革においては、これまでの改革において実現に至らなかった権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等について、住民自治を拡充する観点から検討を行い、これらを着実に実施していくこと。

8. 地方創生を実現する財源確保

(1) 地方創生への積極的な取組を推進するため、地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、平成 28 年度地方財政計画に計上された「ま

ち・ひと・しごと創生事業費」の拡充を図ること。

(2) 地方版総合戦略に盛り込まれた施策を着実に実施し、成果ある地方創生が実現できるよう、地方創生推進交付金の拡充を図ること。

また、同交付金は、自治体間の連携や産学官等の多様な主体の参画促進など、地方創生を深化させる都市自治体の施策に活用可能なものとするため、対象分野や対象経費にとらわれない弾力的な運用を図ること。

真の分権型社会の実現による都市自治の 確立等に関する重点提言

都市自治体を重視した真の分権型社会を実現するため、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方自治に影響を及ぼす国の政策の企画・立案、実施に際しては、「国と地方の協議の場」において、国と地方が真に対等・協力のもとに十分協議し、地方からの意見を制度設計等に的確に反映すること。

また、国はあらかじめ十分な時間的余裕をもって提案を行うとともに、具体的な事項の協議に当たっては、国と地方とが真に実効ある協議を行うため、分科会や各府省と地方との協議等の積極的な活用を図るなど、多様な地方からの意見を反映できるようにすること。

2. 提案募集方式については、都市自治体等からの積極的な提案を真摯に受け止め、地方の発意を活かした分権型社会の実現に向けた改革を積極的に推進すること。

また、改革に伴う関連法令の整備や事務・権限の移譲等に当たっては、十分な時間的余裕の確保や情報提供など適切な措置を講じるとともに、事務を円滑に実施するために必要となる財源の確保と専門的な人材育成等の仕組みを構築すること。

3. 今後の地方分権改革においては、これまでの改革において実現に至らなかった権限移譲や義務付け・枠付けの見直し等について、住民自治を拡充する観点から検討を行い、これらを着実に実施していくこと。

4. 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

5. 指定都市をはじめとする大都市等が自立的な都市運営が行えるよう、包括的な権限移譲とそれに伴う税財源の一体的移譲を行うこと。
6. まちづくりを主体的に実施するうえで、土地に対する多重な規制が支障になっていることから、地域の実情に応じた土地利用を可能とするため、都市計画法や農地法をはじめとする土地利用関連法制の統一に向けた検討を早期に開始すること。
7. 都市自治体が地域の総合的な行政主体としての役割を果たすために、都市自治体に関する法令の規定を大枠化するなど、地方自治法を抜本的に改正し、都市自治体の組織・運営等に関する裁量権や条例制定権等の拡大を図ること。
また、新たな大都市制度の創設など、多様な大都市制度の実現を図ること。
8. 新たな制度創設や制度改正を行うに当たっては、事前に都市自治体と十分協議するとともに、速やかな情報提供等を行うほか、十分な準備期間を設けること。
また、人的体制整備のための支援策を講じるとともに、システム改修等の準備経費を含め、都市自治体に新たな負担が生じないようにすること。

社会保障・税番号制度における地方自治体 支援等に関する重点提言

社会保障・税番号制度について、円滑な運用ができるよう、国は、次の事項について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 番号制度導入及び運用に係る経費については、通知カード及び個人番号カードの交付等も含め、原則として全額を国において適切に措置すること。
特に、システム導入及び改修に係る経費については、国の算定基準に基づく補助対象事業費を超える部分についても、地域の実態に即し確実に財政措置を講じるとともに、独自利用事務に対する財政措置を講じること。
また、情報連携及びセキュリティ対策について、技術的支援の拡充や、対策に係る経費について継続的かつ十分な財政措置を講じること。
2. 番号制度の導入を円滑に進めることができるよう、早急な情報提供や都市自治体との十分な協議・調整等を行うとともに、詐欺被害防止のための十分な情報提供も含め、国民への周知徹底等を図ること。
特に、番号制度の安全性や信頼性について、国民に丁寧かつ十分に説明すること。
また、個人番号カードの普及促進のための必要な措置を講じること。
3. 番号制度は、行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤であることから、国民に正確な情報を提供しながら、利用範囲の拡大や個人情報保護のあり方について検討を行うこと。
4. 民間事業者における特定個人情報に関する適切な取り扱いやセキュリティ対策などについて、国においても周知徹底を図るとともに、十分な支援を講じること。

都市税財源の充実確保に関する重点提言

地方分権確立の基礎となる都市税財源の拡充に向けて、国は、次の事項の実現について積極的かつ適切な措置を講じられたい。

1. 地方税財源の充実強化

(1) 地方が担う事務と責任に見合う税財源配分を基本とし、当面、税源移譲による国・地方の税源配分「5：5」の実現を図ることにより、地方の財政自主権を拡充すること。

また、都市自治体が行う住民生活に直結した行政サービスの財政需要の急増と多様化に迅速かつ的確に対応できるよう、一般財源を充実確保する観点から、税源の偏在性が小さく、税収が安定的な地方税体系を構築すること。

(2) 国・地方を通じた法人関係税収は、都市自治体の行政サービスを支えるうえで重要な財源となっており、更に法人実効税率を引き下げに当たっては、恒久減税による減収は恒久財源で補てんすることを基本とし、地方の財政運営に支障が生じることのないよう必要な税財源措置を講じること。

(3) 「社会保障・税一体改革」は、社会保障の機能強化・機能維持のための安定財源確保と財政健全化の同時達成を目指すものである。今般、平成 29 年 4 月に予定されていた消費税率 10%への引上げが 2 年半先送りされたところであるが、基礎自治体においては、既に子ども子育て等をはじめとする社会保障の充実のための施策に取り組んでいるところであり、これら施策の推進に支障が生じることのないよう、必要な財源を確保すること。

また、消費税の軽減税率制度の導入に当たっては、消費税の引上げ分のうち地方交付税原資分も含めると、約 3 割が地方の社会保障財源であり、仮に減収分の全てが確保されない場合、地方の社会保障財源に影響を与えることになることから、確実に代替財源を確保すること。

(4) 固定資産税は市町村財政を支える安定した基幹税であり、市町村の行政サービスを支えるうえで不可欠なものとなっていることから、現行制度を堅持し、引き続きその安定的確保を図ること。

また、償却資産に対する平成 28 年度税制改正において創設された固定資産税の時限的な特例措置については、今回限りのものとし、期間の延長は

断じて行わないこと。

(5) ゴルフ場利用税については、その税収の7割が交付金としてゴルフ場所在市町村に交付されており、市町村のゴルフ場関連の財政需要に対応するとともに、特に財源に乏しい中山間地域の市町村にとっては貴重な財源となっている。また、18歳未満、70歳以上及び障がい者並びに国体のゴルフ競技及び学校の教育活動は非課税とするなど、生涯スポーツの実現にも十分に配慮しながら課税しており、市町村の財源確保のためにも現行制度を堅持すること。

(6) 消費税率引上げの再延期に伴い、自動車取得税の廃止及び環境性能割の導入についても併せて延期すること。

また、平成29年度税制改正において結論を得るとされている軽自動車税のグリーン化特例や自動車重量税に係るエコカー減税の見直しに当たっては、都市自治体の財政運営に支障が生じないようにすること。

さらに、平成29年度税制改正に向けた自動車の保有に係る税負担の軽減に関する総合的な検討に当たっては、地方財政に影響を及ぼすことがないようにすべきであること。

2. 地方交付税の総額確保と法定率の引上げ

(1) 地方創生への積極的な取組をはじめ、医療・介護等の社会保障、施設の老朽化や防災・減災対策を含めた社会資本整備、地域の人口動態や行政区域の拡大等に伴う新たな対応など、都市自治体の行政運営に必要な財政需要については、単独事業を含め的確に地方財政計画に反映させ、必要な地方交付税総額を確保し、地方交付税の持つ財源調整・財源保障の両機能を強化すること。

(2) 恒常的な地方交付税の財源不足については、臨時財政対策債によることなく、地方交付税の法定率の引上げ等により対応するとともに、地方の固有財源である「地方交付税」を特会直入とする「地方共有税」に変更すること。

3. 地方創生の実現に向けた財源の充実

(1) 地方創生への積極的な取組を推進するため、地域の実情に応じたきめ細かな施策が実施できるよう、平成28年度地方財政計画に計上された「ま

ち・ひと・しごと創生事業費」の拡充を図ること。

- (2) 地方版総合戦略に盛り込まれた施策を着実に実施し、成果ある地方創生が実現できるよう、地方創生推進交付金の拡充を図ること。

また、同交付金は、自治体間の連携や産学官等の多様な主体の参画促進など、地方創生を深化させる都市自治体の施策に活用可能なものとするため、対象分野や対象経費にとらわれない弾力的な運用を図ること。

4. 財政健全化に向けた歳出改革

- (1) 地方歳出の大半は法令等に義務付けられた経費であることを十分に踏まえ、国の制度や法令の見直しを行わずに地方の歳出を見直すことは断じて行わないこと。

特に、義務教育職員給与など地方財政法第10条の国庫負担金については、国が義務的に支出しなければならない経費であることから、PDCAサイクルという名の下に一方的な削減は行わないこと。また、国庫支出金に対し、いわゆるパフォーマンス指標を設定してその配分に反映するようなことは行わないこと。

- (2) いわゆるトップランナー方式を含む地方の歳入歳出の効率化を議論する場合は、地方の財政力や行政コストの差は、人口規模や高齢化率、経済情勢、地理的条件など、歳出削減努力以外の差によるところが大きく、一律の行政コスト比較にはなじまないことに十分留意すること。地方交付税の基準財政需要額については、地方自治体の標準的な水準における行政を行うために必要となる経費を反映するものであることに留意すること。

- (3) 都市自治体においては、更なる歳出効率化に向けて、公共施設等総合管理計画に基づく公共施設の更新・統廃合・長寿命化等に取り組んでいるところであるが、これらが円滑に進められるよう、十分な財政措置を講じること。また、統一的な基準による地方公会計の整備の促進についても、適切な財政措置を講じること。

介護保険制度に関する重点提言

介護保険制度の円滑な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 財政運営について

介護保険財政の持続的かつ安定的な運営のため、都市自治体の個々の実態を考慮しつつ、将来にわたって都市自治体の財政負担や被保険者の保険料負担が過重とならないよう、国費負担割合を引き上げること。

また、調整交付金は別枠化すること。

さらに、国民の理解と協力が得られるよう、介護保険財政の見通しを踏まえた保険料等について、積極的に広報を行うこと。

2. 低所得者対策等について

低所得者に対する介護保険料や利用料の軽減策については、国の責任において、財政措置を含め総合的かつ統一的な対策を講じるよう、抜本的な見直しを行うこと。

特に、社会保障・税一体改革による低所得者保険料の軽減強化のための1,400億円は確実に確保すること。

3. 地域包括ケアシステムの構築等について

(1) 地域包括ケアシステムの構築に当たっては、国の責任において、当該システムの中核を担う医療・介護・予防・生活支援等における人材の確保・育成について、地域の実情を踏まえた実効ある対策を講じること。

また、地域包括支援センターの機能強化を図るため、主任介護支援専門員等の必要な人員の確保・育成について、財政措置をはじめ十分な支援策を講じること。

(2) 介護予防給付の地域支援事業への移行については、都市自治体の財政力や基盤整備の状況が異なる実情等を踏まえ、以下のとおり適切に配慮すること。

新しい総合事業を円滑に実施するため、都市自治体への財政支援等の充実を図るとともに、都市自治体の財政状況等により事業の実施に格差が生

じることのないよう、人材や受け皿の確保に係る広域調整に必要な財政措置を講じること。

特に、初期の認知症高齢者に対する支援の在り方について検討し、認知症の進行を抑制する事業に対する更なる支援策を講じること。

なお、実施時期については、都市自治体が基盤整備の実情に応じて判断できるよう見直すこと。

- (3) 居宅介護支援事業所の指定権限の都市自治体への移譲については、人員体制等も含め、都市自治体の事務負担の増大を伴うことを考慮し、財政措置を含め十分な支援を講じること。

4. 次期制度改正について

- (1) 将来を見据えて保険料の上昇を抑制するとともに、地域格差を是正すべく、給付と負担のバランス、国と地方の負担の在り方等について検討し、持続可能な介護保険制度の確立を図ること。
- (2) 軽度者に対する生活援助サービス等について、給付の見直しや地域支援事業への移行を含めて検討するに当たっては、都市自治体の負担等を勘案し、慎重に検討すること。
- (3) 次期制度改正に当たっては、都市自治体と協議し、その意見を反映するとともに、十分な準備期間を確保できるよう、適切な工程の設定及び速やかな情報提供を行うこと。

5. 介護サービスの基盤整備等について

現場において、慢性的に介護従事者が不足している状況にかんがみ、介護従事者の確保・育成・定着と処遇改善の一層の推進を図るため、財政措置の拡充と併せ、地域の実情を踏まえた実効ある対策を講じること。

6. 介護報酬等について

平成 27 年度介護報酬改定の影響について、適切な検証を行い、質の高い介護サービスを継続して確保するため、必要な措置を講じること。

また、次期介護報酬の改定に当たっては、保険料の水準に留意しつつ、報酬体系を簡素化するとともに、適切な人材の確保や介護従事者全体の処遇改善、サービスの質の向上などを図るため、都市自治体の意見を十分踏まえ、

地域やサービスの実態に即した報酬単価・地域区分とするなど、適切な報酬の評価・設定を行うこと。

国民健康保険制度等に関する重点提言

国民健康保険制度及び後期高齢者医療制度の健全な運営を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医療保険制度改革について

(1) 厳しい財政運営を強いられている国保について、財政支援制度の拡充により財政基盤を強化するため、平成27年度から実施された保険者への財政支援の拡充1,700億円とあわせ、平成29年度からの後期高齢者支援金への全面総報酬割導入による更なる国費1,700億円の投入を確実に継続して実施すること。

(2) 医療費の増加に確実に対応できるよう、国による財政支援を拡充し、更なる国保財政基盤の強化を図ること。

また、将来にわたり安定的で持続可能な制度とするため、すべての国民を対象とする医療保険制度の一本化に向け、抜本改革を実施すること。

(3) 新たな制度の詳細について、国保基盤強化協議会等において引き続き十分協議し、都市自治体の意見を反映すること。

特に、都道府県と市町村の役割分担、国保事業費納付金及び標準保険料率の算定方法、将来の保険料（税）の在り方、市町村の事務の効率化等については、都市自治体の意見を十分尊重すること。

(4) 新たな制度の施行に際しては、被保険者や現場に混乱を招かないよう、国による周知、施行に向けた詳細な工程の提示、早期の政令改正、十分な準備・広報期間の設定、速やかな情報提供を行うこと。

(5) 医療保険制度改革に伴い、市町村の負担増は決して招かないよう、国の責任において万全の対策を講じること。

特に、新たな制度の発足に伴って発生・波及するシステム経費等については、超過負担を招かないよう必要な額を確実に確保すること。

また、新たなシステム設計については、制度が円滑に運用できるよう、十分な準備期間を確保すること。

2. 国民健康保険制度について

(1) 国保の安定的かつ持続的運営ができるよう、都道府県と市町村の適切な

役割分担のもと国保の広域化を推進するとともに、国庫負担割合の引上げなど国保財政基盤の拡充・強化を図り、国の責任と負担において、実効ある措置を講じること。

特に、低所得者層に対する負担軽減策を拡充・強化するとともに、低所得者を多く抱える保険者への支援を強化すること。

(2) 我が国の人口減少社会に対応するため、現在、ほとんどの自治体が実施している子どもの医療費助成制度等地方単独事業は、本来国が全国一律に行うべきものである。それにもかかわらず、同事業を実施している市町村に対し、ペナルティーとして療養給付費負担金及び普通調整交付金の減額措置を講じることが、地方にのみ責任を負わせる極めて不合理な措置であることから、同措置を直ちに廃止すること。

(3) 高額なレセプト等の発生により国保保険者が予期し得ない医療費の増加が生じていることや、今後も医療技術の進歩に伴う高額医療費の増加が見込まれることから、特別な財政支援を講じること。

3. 後期高齢者医療制度について

後期高齢者医療制度の円滑な運営を図るため、保険料の上昇を抑制する措置を引き続き継続するとともに、国の責任において十分な財政措置を講じること。

地域医療・福祉施策に関する重点提言

地域医療・福祉施策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 医師・看護師等の確保対策及び地域医療の充実について

- (1) 産科医・小児科医・外科医・麻酔科医等をはじめとする医師、看護師等の不足や地域間・診療科間等の医師偏在の実態を踏まえ、安心して質の高い医療サービスの安定的な提供を実効あるものとするとともに、地域に根差した医師を養成するなど、地域を支える医師・看護師等の絶対数を確保すべく即効性のある施策及び十分な財政措置を早急に講じること。

また、病院勤務医及び看護師等の労働環境の改善を図るための支援策及び十分な財政措置を講じること。

- (2) 医師に一定期間の地域医療従事を義務付けるなど、医師を地方に派遣するため、実効ある対策を講じること。

- (3) 自治体病院をはじめ地域の中核病院について、地域の実態に応じた医療の確保や経営基盤の安定化を図るため、十分な財政措置等を講じること。

また、小児救急医療をはじめとする救急医療及び周産期医療の体制整備・運営等の充実強化を図るため、実効ある施策と十分な財政措置を講じること。

- (4) 女性特有のがんをはじめとするがん検診推進事業を継続するとともに、国の責任において、適切かつ十分な財政措置を講じることにより、安定的な実施体制を構築すること。

- (5) 今後新たに定期接種化されるワクチン及び既存の定期予防接種のワクチンに対し、十分な財政措置を講じること。

また、国民が等しく予防接種を受けることができるよう、制度の整備を図ること。

2. 少子化対策の充実について

- (1) 子ども・子育て支援新制度の実施主体である都市自治体が地域のニーズに基づきサービスの質・量の改善に向けた総合的な子育て支援施策を展開することが可能となるよう、税制抜本改革以外の財源も含めて1兆円超の

財源を確実に確保すること。

また、新制度について適切な情報提供を行うとともに、引き続き都市自治体と丁寧に協議を行い、その意見を的確に反映して制度の充実・改善を図ること。

- (2) 新制度への移行を引き続き促進し、教育・保育の場を計画的に整備できるよう、施設整備費や運営費について十分な財政措置を講じるとともに、移行及び実施に伴う都市自治体及び事業者の事務負担の軽減を図ること。
- (3) 公定価格について、すべての施設が安定的に運営できるよう、また、都市自治体や利用者の負担増を招かないよう、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。

- (4) 利用者負担について、地域の実態を十分に踏まえ、適切に設定すること。

特に、多子世帯の保護者負担の軽減を図るため、適用範囲の拡大等の一層の支援措置を講じること。

- (5) 保育所待機児童の解消や耐震化を含む保育所施設整備等のため、地域の実態を十分に踏まえ、財政措置の拡充を図るなど、必要な措置を講じること。

なお、「ニッポン一億総活躍プラン」にも盛り込まれている、待機児童解消に向けて緊急的に対応する施策については、確実に実施できるよう、十分な財政措置を講じること。

- (6) 多様な保育サービスの提供や保育所の適正な運営を確保するため、子どものための教育・保育給付費負担金等について地域の実情に即した十分な財政措置を講じるとともに、児童福祉施設最低基準の適切な見直しを行うこと。

また、病児保育等、地域の実情に応じた子育て支援施策を安定的に実施できるよう財政措置の拡充を図ること。

- (7) すべての自治体が単独事業として実施している子どもの医療費助成制度は、我が国の人口減少社会への対策として本来国が行うべきものであることを踏まえ、国の責任において制度化すること。

3. 障害者施策の充実について

- (1) 障害者総合支援法等一部改正法の施行に当たっては、障害者の生活が保障された一層安定的な制度となるよう、都市自治体等の意見を十分に反映

するとともに、所要の財政措置を講じること。

また、都市自治体、利用者及び事業者等が新たな制度に円滑に移行できるよう、制度設計の速やかな情報提供等に十分配慮するとともに、システム改修費等の諸費用について十分な財政措置を講じること。

- (2) 障害者の自立と社会参加に向けた施策の充実を図るため、自立支援給付、地域生活支援事業、障害児通所支援事業、相談支援事業等について、都市自治体の超過負担が生じないように、地域の実態を踏まえ、十分な財政措置を講じること。
- (3) 事業者の参入を促すとともに、安定的な事業運営及びサービス提供が可能となるよう、サービスの利用実態等を十分踏まえ、報酬単価の見直しや財政措置の拡充を含め、必要な措置を講じること。

生活保護制度等に関する重点提言

生活保護制度等の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 生活保護制度については、受給者が増加し続けている都市自治体の危機的状況に対処し、必要な人には確実に保護を実施するという基本的な考え方を維持しつつ、今後とも制度が国民の信頼に応えることができるよう、就労による自立の促進、不正・不適正受給対策の強化、医療扶助の適正化等を円滑に実施するため、所要の措置を講じること。

また、最後のセーフティネットとして持続可能な制度とするため、今後も都市自治体と協議し、その意見を制度に反映すること。

なお、高齢者の受給者が増加しつつある実態を踏まえ、年金制度等の社会保障制度全般について検証し、制度の見直しを図ること。

2. 生活保護に係る財源負担については、生活保護が憲法に基づき、国が保障するナショナルミニマムに関わる事項であることから、本来全額国庫負担とすべきであること。

なお、それまでの間、受給世帯増加による都市自治体の負担増に対し、十分な財政措置を講じること。

3. 生活困窮者自立支援制度については、生活保護に至る前のセーフティネットとして真に実効ある制度とするため、国の責任において、事業実施に必要な人材の育成や法人・民間団体等の参入を促進するための更なる措置と併せ、制度の運営や事業の適正かつ円滑な実施に必要な情報提供等の支援措置と十分な財政支援措置を講じること。

また、持続可能な制度とするため、国と地方の協議を継続するなど、地方の意見を制度に反映させること。

廃棄物・リサイクル対策に関する重点提言

廃棄物・リサイクル対策の充実強化を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 廃棄物処理施設の整備等について

ダイオキシン対策等を施した廃棄物焼却施設が老朽化するなど、多くの地域で耐用年数を大幅に超える廃棄物処理施設が多数あり、適切なタイミングで更新・改良を進める必要があることを踏まえ、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

- (1) 循環型社会形成推進交付金について、都市自治体に対し交付申請額が満額交付されるよう、所要額を確実に確保すること。

廃棄物処理施設の整備をはじめ基幹的改良や修繕等に係る支援措置を更に拡充させること。

- (2) 廃棄物処理施設の解体撤去工事費について、解体のみの場合や跡地が廃棄物処理施設以外に利用される場合等も循環型社会形成推進交付金の交付対象とするなど、財政措置の拡充を図ること。

2. 家電リサイクル制度について

- (1) リサイクル費用については、製品購入時に支払う「前払い方式」に改めること。

- (2) 不法投棄された廃家電製品の収集運搬処理費用、リサイクル費用については、拡大生産者責任の原則に基づき、事業者が負担する仕組みとすること。

3. 容器包装リサイクル制度について

拡大生産者責任の原則に基づき、事業者責任の強化・明確化を図るとともに、都市自治体と事業者等との役割分担及び費用負担を適切に見直すこと。

特に、都市自治体の収集運搬、選別保管に係る費用や負担を軽減すること。

義務教育施策等に関する重点提言

義務教育施策等の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 公立学校施設に係る耐震補強事業等に対する財政措置の強化について
 - (1) 公立学校施設は学習・生活の場であるとともに、災害発生時の避難場所としての役割を果たすことから、耐震化事業を計画的に推進するため、必要な財源を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。

特に、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うこと。

なお、耐震化のための改築事業についても、確実に採択されるよう、十分な財源を確保すること。
 - (2) 公立学校施設について、都市自治体が新增築・老朽化対策等を計画的に推進できるよう、所要の予算を確保するとともに、財政措置の拡充を図ること。

また、補助単価等について、地域の実態に即した見直しを行うこと。
 - (3) 学習環境の改善のため、空調設備やトイレ等の学校施設の整備に対する国庫補助事業について、必要な財源を確保するとともに、対象事業の拡大や算定割合の嵩上げ等の拡充を図ること。

また、学校給食施設についても、多くの市町村が更新時期を迎えることから、十分な財政措置を講じること。
2. 分権型教育の推進について
 - (1) 公立小中学校教職員の人事権について、広域的な人事交流の仕組みを構築するとともに、中核市をはじめとする都市自治体に所要の税財源措置と併せて人事権を移譲すること。
 - (2) 都市自治体が地域のニーズに応じた独自の教育施策を展開することができるよう、学級編制権及び教職員定数決定権等を所要の税財源措置と併せて都市自治体に移譲すること。
3. 地域に応じたきめ細やかな指導が行えるよう、法改正等により学級編制及び教職員定数の標準を見直すとともに、所要の税財源措置を講じること。

特に、少人数学級については、後退することなく、引き続きその推進を図ること。

4. 特別支援教育の充実を図るため、特別支援教育に対応する教職員定数の拡充を行うこと。

また、通常学級に在籍する児童生徒、LD、ADHD、広汎性発達障害等の専門的な教育的支援や医療的ケアを要する児童生徒への支援体制を確立すること。

さらに、特別支援教育を担当する専任の教員、特別支援教育支援員、特別支援教育コーディネーター、看護師等の医療教員等の適正配置や施設整備等について、十分な財政措置を講じること。

加えて、地方単独事業として配置している補助員等に対する財政措置を講じること。

5. 子どもの貧困対策等の推進について

(1) 幼稚園就園奨励費について、超過負担が生じないように十分な財政措置を講じるとともに、保護者負担の軽減を図るため所得制限を緩和するなど、一層の支援措置を講じること。

また、幼児教育の無償化の実現に当たっては、都市自治体の負担増とならないよう、全額国庫負担とすること。

(2) 意欲と能力のある学生が経済的理由により大学等への進学を断念することがないように、給付型奨学金の創設や奨学金の返還免除など、安心して学べる環境整備を行うこと。

また、独立行政法人日本学生支援機構の育英奨学事業について、無利子貸与枠の対象拡大を図ること。

東京オリンピック・パラリンピックの開催に関する重点提言

東京オリンピック・パラリンピックの開催に向けた支援策等の充実を図るため、国は、特に次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 開催に向けた環境整備等について

(1) 気運醸成に資する全国的な取組みを実施するとともに、地域の創意工夫による「おもてなし」をはじめ、地域活性化やレガシー創出につながる取組みへの財政措置を含めた支援を行うこと。

また、都市自治体に対し、きめ細かな情報提供を行い、意見交換の機会を充実させるとともに、自治体・企業等による広域連携公民協働による活動の取組みを制度化し、財政措置を含めた支援を行うこと。

(2) 選手や観光客等の受入体制を整えるため、交通機関や各種施設等における多言語対応及びボランティアの育成等を推進すること。

(3) 心のバリアフリーの普及啓発を推進するとともに、地域において障害者がスポーツに参加できる環境づくりを進めるための具体的な支援策を講じること。

(4) 治安対策について万全を期すること。

(5) 選手や指導者の育成に係る支援を拡充すること。

(6) 文化プログラムの実施について、全国的な展開を図るとともに、技術的・財政的な支援措置を講じること。

また、地方の文化を発信する機会となるよう、十分配慮すること。

(7) ホストタウン登録を希望する都市自治体に対し、事前キャンプ地の誘致が難しい場合でも交流事業が行えるよう、来日する選手等との交流について情報提供等の支援を行うこと。

(8) I O C（国際オリンピック委員会）とW H O（世界保健機関）が推進するスモーク・フリー・オリンピックについて、喫煙者・非喫煙者双方に配慮しつつ、適切な対応を図ること。

2. 開催に向けた施設整備等について

(1) 日本文化を世界に向けて発信するための施設整備について、財政支援制度を創設すること。

また、事前キャンプ地の施設整備について、基準を充たした万全のものとするため、財政支援を拡充すること。

- (2) 選手や観光客等の受入体制を整えるため、道路・鉄道等のインフラ整備を一層推進すること。
- (3) 競技会場等におけるユニバーサルデザインとバリアフリー化の推進に対する支援を拡充すること。
- (4) 歴史的風致の維持向上のための財政支援制度を創設するとともに、歴史的遺産の保存・伝承に対する支援制度の拡充を図ること。
- (5) ナショナルトレーニングセンターの拡充整備を推進すること。

また、地域スポーツ施設の改修や機能向上等について、地域の実情を踏まえた十分な財政措置を講じること。

- (6) 感染症対策について、万全を期するため、予防・防止・研究等のための対策を充実すること。
- (7) 外国人観光客に対するホスピタリティの向上に向け、観光案内所等の観光施設整備に対する支援制度の拡充を図ること。

公共事業の充実に関する重点提言

公共事業を円滑に推進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 災害に強い都市基盤の構築及び地域経済の活性化のため、都市基盤の計画的かつ着実な整備に必要な公共事業予算を十分に確保するとともに、人材確保を含めた施工確保対策を講じること。

2. 社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、地方の計画的な事業執行に支障を来たすことのないよう十分な予算を確保し、適切に配分すること。

また、両交付金制度の運用に当たっては、対象事業の拡大、採択基準の要件緩和及び事務の簡素化など都市自治体が活用しやすい仕組みにすること。

3. 公共施設等の老朽化対策については、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、必要な技術的支援を行うこと。

特に、公共施設等の集約化・複合化、転用及び除却については、必要な地方財政措置等を講じること。

道路整備財源の確保等に関する重点提言

地方が真に必要とする道路整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地方が真に必要とする道路整備を計画的に実施できるよう地方の意見を踏まえ、必要な財源を確保すること。

さらに、道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、適切な財政措置を講じること。

2. ミッシングリンクの解消、新たな国土軸の形成及び大規模災害時における代替性確保等のため、高速自動車国道、一般国道及び地方道等について、地方の実情を十分勘案し、必要な財源を確保したうえで早期に整備すること。

3. 道路・橋梁等の老朽化対策については、維持修繕に関する省令・告示の規定に基づく事業等に対し、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、技術的支援等により都市自治体の負担を軽減すること。

特に、点検等に係る費用については、幅広く地方財政措置を講じること。

4. 地域活性化に資する「道の駅」の整備・活用については、十分な財政措置を講じるとともに、関係機関との連携体制の整備など必要な支援策を講じること。

運輸・交通施策の推進に関する重点提言

運輸・交通施策の更なる推進、地域生活交通の維持及び地域の振興を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 地域公共交通に対する総合的支援

- (1) 地域住民の日常生活に必要不可欠な地域公共交通の確保、機能強化及び利用促進を図るため、支援策の対象要件を緩和するなど必要な財政措置を講じること。
- (2) 鉄道駅等をはじめとする公共交通関係施設のバリアフリー化を推進するため、支援策を拡充すること。
- (3) 地域鉄道の存続と安全性の向上を図るため、鉄道軌道安全輸送設備等整備事業等の支援制度を拡充するとともに、地域鉄道の運行費及び維持管理費に必要な財政措置を講じること。
- (4) 地域のバス路線及びコミュニティバス等が安定的に維持できるよう地域公共交通確保維持改善事業の対象要件を緩和するなどの財政措置を講じるとともに、必要な支援策を講じること。
- (5) 島しょ部の生活交通として欠かせない航路等を維持・確保するため、積極的かつ恒久的な財政措置を講じること。
- (6) 一般貸切旅客自動車運送事業の運賃・料金制度については、利用者負担の軽減等を図るため、スクールバスや高齢者・子ども等を対象とした福祉事業における貸切バス等の運賃・料金制度を見直すこと。

2. 都市鉄道の路線延長、利便性の向上及び関連施設整備促進等に必要な財政措置を講じること。

3. 整備新幹線の早期開業等

- (1) 整備新幹線の利便性の向上を図るとともに、建設財源を安定的に確保し、早期全線開業を目指すこと。
また、基本計画に定めている未整備区間の事業化実現に向けて積極的に取り組むこと。
- (2) 新幹線の開業効果を高めるため、沿線の自治体が行う新駅周辺地域の整

備に対する財政措置を講じること。

また、二次交通の充実等については、適切な支援措置を講じること。

- (3) 整備新幹線の並行在来線の安定的な経営維持及び利便性向上に資する適切な財政措置を講じること。

4. リニア中央新幹線開業に向けて、中間駅の周辺整備やアクセス道路の整備等が円滑に推進できるよう財政措置を拡充すること。

5. 港湾・海岸整備事業の促進

- (1) 港湾整備事業及び海岸整備事業を促進するため、必要な予算を確保するとともに、国土強靱化の取組を推進すること。
- (2) 国際コンテナ戦略港湾のハブ機能強化のため、港湾背後への産業集積による創貨、コスト低減・利便性向上等による競争力強化を推進するとともに、国際フィーダー輸送を担う地方港湾の機能を強化すること。
- (3) 全国各地に観光立国による効果をもたらすため、クルーズ船の受入環境改善に資するハード・ソフト両面からの取組を推進すること。

農林水産分野における T P P 対策に関する重点提言

環太平洋パートナーシップ（T P P）協定発効後においても、地方における重要産業である農林水産業が将来にわたり持続的発展が図られるよう国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. T P P 協定に対する国民の不安と懸念を払拭するため、引き続き、正確かつ丁寧な説明・情報発信を行うこと。
2. T P P 協定発効を見据え、農林水産業の持続的発展が図られるよう中長期的な支援を行うとともに、それら施策の推進に当たっては、既存の農林水産予算に支障を来たさぬよう毎年の予算編成過程において必要額を確保すること。
3. 中山間地域農業の体質強化が図られるよう収益力向上支援など地域の実情に応じたきめ細やかな対応を行うこと。
4. 生産コストを低減させるため、収益性に優れた品種の開発及び生産技術の高度化を推進すること。
5. 農林水産物の輸出拡大に向け、必要な施設整備を促進するとともに、海外展開に取り組む農林漁業者へのサポート体制を強化すること。
6. 食の安全・安心を確保するため、輸入食品の監視体制を強化するとともに、食品表示制度の充実強化を図ること。

農林水産施策の推進に関する重点提言

農林水産業の持続的発展と長期的な安定を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 経営所得安定対策等の充実強化

- (1) 経営所得安定対策については、真に農業者の経営安定に資する制度とするため、地域の特性や実情を反映し、農業者及び都市自治体の意見を十分に尊重するとともに、充実強化すること。
- (2) 米政策の見直しに当たっては、生産者が事前に米の生産量を見通し、継続的かつ安定的に農業経営に取り組めるよう需給見通し等のきめ細かい情報の提示を行うこと。

また、水田活用の直接支払交付金については、生産者が自らの経営判断で、飼料用米・麦・大豆など戦略作物を選択し、その本作化が図られるよう戦略作物助成や産地交付金を拡充すること。

2. 担い手対策等の推進

- (1) 認定農業者や集落営農組織等の担い手を育成確保するための支援措置を充実すること。

また、青年就農給付金の対象要件を緩和するとともに、新規就農者の安定就農を図るための研修機会の提供をはじめとした継続的な支援制度を構築すること。

- (2) 農地中間管理機構については、農地の集積・集約が推進されるよう機構集積協力金に係る予算を十分に確保するなど施策を充実すること。

また、都市自治体への委託業務については、事業の円滑化を図るため、事務を簡素化すること。

3. 農業農村整備事業等の推進

- (1) 農業生産基盤及び農村生活環境等の整備を計画的かつ円滑に推進するため、農業農村整備に係る諸施策を充実強化するとともに、十分な財政措置を講じること。
- (2) 農業水利施設等の防災・減災対策及び点検・修繕を含む老朽化対策につ

いて、一層の財政措置を講じること。

4. 農山漁村の活性化

(1) 日本型直接支払制度については、都市自治体及び農家等の負担を軽減し、地域の実情に応じた取組みを推進できるよう更なる充実強化を図るとともに、十分な財政措置を講じること。

(2) 耕作放棄地の解消や棚田の維持管理など、中山間地域に対する財政措置を充実すること。

また、過疎化や高齢化が進行している「水源の里」（いわゆる限界集落）をはじめとする農山村の振興・活性化のための諸施策の推進及び財政措置を充実すること。

5. 鳥獣被害防止対策の充実強化

(1) 鳥獣被害の深刻化・広域化に対応するため、国が主体となり、被害の防止に係る抜本的な取組の強化及び処分効率化に資する対策を講じるなど、鳥獣被害防止総合対策を更に充実強化するとともに、必要な財政措置を講じること。

また、捕獲鳥獣の利活用に係る取組を更に推進するとともに、必要な財政措置を講じること。

(2) 猟銃の所持許可手続に係る狩猟者の負担軽減など捕獲の担い手を確保するために必要な措置を講じるとともに、捕獲従事者の技術向上のため射撃場を確保すること。

6. 畜産・酪農経営安定対策の充実強化等

(1) 乳製品向原料乳等の価格安定対策及び配合飼料価格安定対策など畜産・酪農経営安定対策を推進すること。

特に、肉用牛肥育経営安定対策及び養豚経営安定対策事業については法制化し、安定的な制度運営を行うこと。

また、自給飼料基盤に立脚した畜産・酪農経営を行うため、国産飼料の生産・利用の推進など更なる経営安定対策を講じること。

(2) 生産コストの削減など収益力・生産基盤を強化するため、畜産収益力強化対策に係る財政措置を拡充すること。

7. 森林整備の推進

- (1) 森林施業の集約化、間伐、路網整備等を推進するため、森林整備事業への財政措置を拡充すること。

また、森林・山村多面的機能発揮対策交付金については、平成 29 年度以降も継続し、必要な財政措置を講じること。

さらに、木材の生産・供給、木材利用拡大のため、必要な支援を講じること。

- (2) 林業の担い手の確保、育成及び林業経営の安定化に係る財政措置を拡充すること。

8. 水産振興対策の充実強化

- (1) 活力ある漁業・漁村づくりに向けて、各地の浜プラン策定を強力に推進するとともに、経営体の育成・確保を推進するための取組・支援を充実強化すること。

- (2) 高度衛生管理の推進及び防災・減災対策を推進するため、水産基盤整備に対する必要な財政措置を講じること。

地域経済の活性化に関する重点提言

活力ある地域を形成し、地域経済の活性化等を図るため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 企業の地方移転や地方拠点の拡大を一層促進し地域経済の活性化を図るため、税制特例措置などの支援策の拡充や適用期間の延長を図るとともに、十分な財政措置を講じること。
2. 中小企業・小規模事業者等に対する支援
 - (1) 地域経済を支える中小企業・小規模事業者等の経営基盤強化に向けた支援策を拡充するとともに、都市自治体が独自に実施する中小企業支援事業に対し、財政措置を講じること。
 - (2) 中小企業・小規模事業者の円滑な資金調達を支援するため、セーフティネット保証制度の保証枠を十分に確保するとともに、認定基準の緩和や小口零細企業保証制度の対象要件の拡大など金融支援制度を充実すること。
 - (3) 企業の有する技術・能力や地域資源を活用した取組については、必要な支援策を講じること。
 - (4) 技術継承や後継者育成等の課題を抱える伝統工芸品産業等については、将来にわたり事業を維持・発展させることができるよう、人材育成を含む総合的な支援策を講じること。

また、新たな地域経済の担い手を創出するため、女性や若者の起業に対し、支援策を拡充すること。
3. 離島・半島における地域振興及び定住の促進を推進するため、積極的な支援策を講じるとともに、財政措置を拡充すること。
4. 観光振興施策に対する支援強化
 - (1) 観光地としての国際競争力を高めるため、農水産物や自然景観など地域の特性を活かした魅力ある地域ブランドの創出に対する支援を拡充すること。
 - (2) 魅力的な広域観光周遊ルート形成を促進すること。

(3) 訪日外国人旅行者が安心・快適に旅行できるよう外国語表記の観光案内標識の設置をはじめとした受入環境整備を推進すること。

また、免税制度及びC I Q体制の拡充やビザ要件の緩和、国際線の受入れ強化など訪日外国人旅行者の受入体制を強化すること。

5. エネルギー施策の推進

(1) 再生可能エネルギー等の導入促進や省エネルギー化の推進については、支援制度の拡充など施策を充実するとともに、必要な財政措置を講じること。

(2) 太陽光発電など再生可能エネルギー発電施設整備に当たっては、地域における環境保全の観点から、所在市町村との協議や関係法令の整備を含め、必要な対策を講じること。

(3) 災害時を含め、エネルギーを安定供給するため、必要な体制を整備するとともに、都市自治体が取り組むエネルギー供給体制の構築に対し、財政措置を講じること。